

# 「観光コンテンツ高付加価値化推進事業」企画運營業務委託仕様書

## 1 業務の名称

「観光コンテンツ高付加価値化推進事業」企画運營業務委託

## 2 業務目的

観光コンテンツの掘り起こしを行うとともに、鹿児島ならではの地域資源を生かしたプログラムの造成・高付加価値化に取り組むことで、体験プログラムの量・質を高め、観光消費額及び延べ宿泊者数の増加を図る。

## 3 履行期限

令和9年3月31日（水）

## 4 業務内容

### (1) ターゲット

本業務の主なターゲットは、以下に掲げる旅行者とする。

- ① 鹿児島県ならではの自然、食、歴史、文化等の地域資源を活用した特別な体験を求める本物志向の旅行者（観光消費額が高い旅行者）
- ② 鹿児島県ならではの自然、食、歴史、文化等の地域資源を活用した体験を気軽に楽しみたい旅行者（ボリュームゾーン）

なお、実施にあたっては委託者と協議の上、ターゲットを決定するものとする。

### (2) K P I

本業務におけるK P Iは、以下のとおりとする。

- ① 新規プログラムの造成 5種類
- ② 既存プログラムの高付加価値化 5種類

### (3) 観光資源及び観光事業者の調査・抽出

県内観光資源に係るデスクリサーチを実施し、特別感・限定感を創出できる観光資源及び当該資源を活用する県内観光事業者を抽出して提案すること。

なお、抽出に当たっては、観光資源の特性、体験価値、新規性、地域特性及び市場ニーズ等を踏まえるとともに、県内のエリアバランスに配慮すること。

また、抽出した事業者については、伴走支援対象事業者の候補として整理すること。

### (4) 勉強会の開催

事業者が、市場におけるプログラムの利用状況（ニーズ）や人気コンテンツ（トレンド）等を把握することで、それを踏まえたコンテンツの掘り起こし、造成・高付加価値化への機運醸成を図る。

#### ① 企画

ア 開催回数：2回程度

イ 開催時期：9月、1月 ※具体的な日程は委託者と協議の上決定する。

ウ 対象者

- ・ 観光関連事業者
- ・ 市町村職員

- ・ 観光協会等の関係団体職員
- ・ その他、観光振興に関わる関係者

エ 内容（テーマ）

観光コンテンツの高付加価値化に資する内容とする。

なお、具体的な内容については、鹿児島県の地域資源、観光動向や課題等を踏まえ、委託者と協議の上決定する。

（例） 高付加価値体験プログラムの造成手法

ストーリー性を活かした体験プログラム造成 等

② 講師の選定及び調整

観光分野や高付加価値体験プログラム造成等に関する知見を有する専門家又は有識者の選定を行うこと。

選定にあたっては、本業務の目的及び内容に適した人物を提案し、委託者と協議の上決定するものとする。

また、講師との日程調整、謝金及び旅費の調整、講演内容の事前調整等、勉強会に必要な調整を行うこと。

③ 参加者の募集・広報

勉強会への参加を促進するため、効果的な募集および広報を実施すること。

④ 開催運営

勉強会の円滑な実施に向けて、必要な運営業務を行うこと。

なお、開催形式については、対面、オンライン、ハイブリッド方式等、目的や対象者に応じた効果的な方法を提案すること。

⑤ 資料及び記録作成

勉強会の実施内容を整理するとともに、関係者間での情報共有及び今後の施策検討に資する資料及び記録の作成を行うこと。

(5) 造成・高付加価値化（伴走支援）

専門家・有識者による助言、ワークショップ等を通じて、体験プログラムの造成、高付加価値化に向けた伴走支援を行う。

10 種類程度の造成及び高付加価値化を想定するが、具体的には委託者と協議の上決定する。

① 造成・高付加価値に向けた参加事業者の募集

勉強会の実施を踏まえ、本事業を活用した体験プログラムの造成及び高付加価値化に取り組む意向を示す事業者を募集すること。

募集にあたっては、勉強会参加者への案内や(3)において抽出した事業者への周知等を通じて、意欲ある事業者の参加促進を図ること。

なお、参加事業者の募集方法、選定方法及び支援対象数については、委託者と協議の上決定すること。

② 観光コンテンツ及び伴走支援対象事業者の選定

造成及び高付加価値化の対象となる観光コンテンツ及び伴走支援対象事業者を選定すること。

選定にあたっては、鹿児島県ならではの自然、食、歴史、文化等の地域資源の活用状況に加え、勉強会等を通じて把握した事業者の高付加価値化への取組意欲、実行体制等を総合

的に勘案し、委託者と協議の上で決定すること。

③ 現状分析及び課題整理

選定した観光コンテンツ及び事業者について、個別ヒアリングや現地調査等を実施し、既存プログラムの内容、販売状況、運営体制等の現状を把握するとともに、プログラムの造成又は高付加価値化に向けた課題及び改善の方向性を整理すること。

④ 事業者支援及びワークショップ等の実施

造成及び高付加価値化を推進するため、専門家や有識者による助言や関係事業者等を対象としたワークショップ等を実施し、造成及び高付加価値化に向けた支援を行うこと。

⑤ 体験プログラムの造成及び高付加価値化支援

自然、食、歴史、文化等の地域資源を活用し、新たな体験プログラムの造成又は既存プログラムの高付加価値化に向けた支援を行うこと。

伴走支援期間中に、伴走支援対象事業者の施設・事務所等に出向き、現地視察を行うこと。現地視察は2回以上を想定するが、造成・高付加価値化の進捗状況に応じて柔軟かつ適切に対応すること。

支援にあたっては、ターゲット設定、ストーリー性の付与、価格設定、運営体制の構築、販売方法の検討等、商品化に向けた具体的な改善及びブラッシュアップを行うこと。

⑥ 支援体制

支援対象事業者からの相談や質問に随時対応するとともに、造成及び高付加価値化の進捗状況を確認し、必要に応じて追加助言や改善提案を行うなど、継続的な伴走支援体制を整えること。

## 5 実績報告

(1) 業務終了後、実績報告書及び委託業務終了届を速やかに作成し、提出すること。

(2) 実績報告書では、実施概要、実施結果及び事業の成果等を取りまとめ、報告すること。

また、今後の観光コンテンツ高付加価値化施策に資するよう、課題や改善点、次年度以降の実施に向けた取組等について整理すること。

(3) 報告は、画像や図表、数値データを用いて、分かりやすく行うこと。

## 6 著作権・特許権等

(1) 受託者は委託者に対し、本事業の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）を侵害しないことを保証する。

(2) 受託者が提供する素材に第三者の肖像・氏名等が含まれる場合、受注者はその利用について、必要な許諾を取得するものとする。

(3) 受託者が撮影または編集に際し第三者の肖像等を用いる場合は、受託者が当該権利者から使用許諾を取得するものとする。

(4) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。

(5) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。

(6) 本業務の成果物は、委託者は自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。

(7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については

訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

- (8) 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

## 7 業務遂行体制

- (1) 本業務を適切に遂行できる実施及び管理体制を敷くこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有するものを業務遂行責任者として定めること。
- (3) 外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (4) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するとともに、委託者の求めに応じて対応可能な範囲で随時報告すること。
- (5) 事業実施に関わる協議を行った場合は、受託者がその都度速やかに議事録を作成し、委託者へ提出すること。